

宮代町自殺対策計画における令和4年度の事業実施状況調査結果について

1. 令和4年度の実施状況

| | (1) 地域における ネットワーク強化 | (2) 人材の育成、健康、 相談、支援の充実 | (3) 住民への啓発と周知 | (4) 生きることの 促進要因への支援 | (5) 学校における こころの健康づくり |
|---------------------|---------------------------|------------------------------|------------------|---------------------------|----------------------------|
| A 計画通りに順調に取り組んでいる | 16 | 22 | 8 | 32 | 11 |
| B 概ね計画通りに取り組んでいる | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| C 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| D 取り組んでいない | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 合計（回答延べ事業数） | 17 | 23 | 8 | 36 | 11 |

2. 実施の詳細

次頁以降参照

宮代町自殺対策計画 事業実施状況調査票（令和4年度分）

| 評価ランク | 状況 | 達成状況 | 評価内容 |
|-------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A | 計画通りに順調に取り組んできている | 80%以上 | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合 |
| B | 概ね計画通りに取り組んできている | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満 | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| D | 取り組んでいない | 0% | - |

1 地域におけるネットワークの強化

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|--|--|---------|---|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P20 (1)-1 | 宮代町健康づくり庁内連携会議 | 健康づくり庁内連携会議については、計画の策定や計画の見直し等必要に応じて開催することとしており、令和4年度は開催していない。 | 各担当が課題について全庁的に取り組む必要がある時や計画の立て直し時期に開催し、課題等について検討していく必要がある。 | A | 次期計画策定に向け、開催する。 | 健康増進担当 |
| | 宮代町健康づくり庁内連携会議を開催し、全庁的な自殺対策を推進します。 | | | | | |
| P20 (1)-2 | 宮代町健康づくり推進委員会 | 9月28日に開催し、計画の進捗状況と、第5次総合計画に基づく若い世代の健康づくり促進事業についても意見交換を行った。 | 今後も継続して計画に基づいて自殺対策を実施していく必要があり、その上で健康づくり推進委員会において進捗管理をしていく必要がある。 | A | 宮代町健康づくり推進委員会を開催し、自殺対策計画の進捗状況や次期計画策定について報告し検討を行う。 | 健康増進担当 |
| | 宮代町健康づくり推進委員会において、自殺対策の視点を踏まえた健康づくり事業の推進を図ります。 | | | | | |
| P20 (1)-3 | 精神事例検討会の開催 | 隔月に精神事例検討会を実施した。 実施回数：年6回 事例検討実人数：27人、延べ人数52人 また、困難事例については、5/10と11/8にそれぞれ別ケースについて、関係機関等（幸手保健所、杉戸警察、福祉課、姫宮駐在所、東部中央福祉事務所、保健センター等）で検討を行った。 | 関係機関や関係者で情報共有したり、適切な支援方法等を検討し継続実施が求められる。 | A | 隔月に精神事例検討会を開催する。また、随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関と連携支援する。 | 健康増進担当 |
| | 関係機関や関係者、相談業務を行っている職員等でハイリスク者の事例検討会を行い、適切な支援方法等について検討し連携支援します。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|---|--|---------|--------------------------------------|------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P20 (1)-4 | ケース対応会議 子育て世代包括支援センター担当者、健康増進担当、子育て支援課でハイリスクケースの情報提供と対応の検討を行い支援します。 | 子育て世代包括支援センター担当者、健康増進担当、子育て支援課でハイリスクケースの情報共有と対応について検討し支援した。 開催回数：12回 ケース検討実人数：100人（延べ人数153人） | 複雑な家庭環境の方、周りに支援者がいない方やストレスを抱えた妊産婦への支援がより必要になっている。 | A | 関係機関と情報共有し連携して支援を行うため、引き続き検討会議を実施する。 | 健康増進担当 |
| P20 (1)-5 | 妊娠期からの虐待予防強化事業 医療機関と連携して妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を把握して訪問支援等を行うことにより、児童虐待の予防に努めます。 | 医療機関から養育支援の連絡のあった全ケース41人（養育支援連絡票33人、養育支援連絡票以外12人）に訪問支援を行った。 | 育児環境の複雑なケースが増えており医療機関と連携した支援が必要である。 | A | 引き続き医療機関と連携をとり妊娠・出産・育児期の支援を実施していく。 | 健康増進担当 |
| P20 (1)-6 | 要介護者見守り支援ネットワーク 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民、民間事業者、関係機関および行政が連携して、日常生活や業務の中で、気づきによる見守りや声かけ活動を実施します。 | 協定締結事業所（地域団体、金融機関、福祉関連団体、障がい者団体、その他団体、介護保険事業所）、協定締結不要団体等の関係機関が地域に暮らす高齢者や障害者を、日常生活や仕事にさりげない見守りをする。 年1回の全体会は、令和5年2月24日に開催した。 | 一人暮らし高齢者が増加し、見守りを希望する高齢者が多い。さりげない見守りも必要だが、声を掛ける等の定期的な見守りも必要とされている。 | A | 引き続きさりげない見守りの継続と、現在71協定締結団体から増加を目指す。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P20 (1)-7 | 民生委員・児童委員の活動支援 地域で見守りを行う民生委員・児童委員活動を支援し、連携及び情報の共有を図ります。 | 地域訪問や見守り活動を通し地域密着型の取組みを実施した。 | コロナ禍により、直接面談ができない状況ではあったが、訪問カードを活用するなどの工夫を行い、見守り活動を継続した。 | A | 75歳以上の一人暮らしの高齢者を中心に見守り活動を継続的に実施する。 | 福祉課 福祉支援担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|---|--|--|---------|--|-------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P21 (1)-8 | 社会福祉協議会との連携 | 福祉ボランティア団体との情報交換を実施し、情報の共有化に努めた。 | コロナ禍により、会合による情報交換の場が少なかったことから、工夫が必要である。 | B | 福祉交流館すてっぷ宮代を中心に、福祉の拠点づくりの一環として更なる連携強化に努める。 | 福祉課 福祉支援担当 |
| | 福祉ボランティア団体連絡会を開催する社会福祉協議会との連携を強化し、情報の共有化を図ります。 | | | | | |
| P21 (1)-9 | 児童虐待防止対策事業 | 5月に代表者者会議を開催し、6月、9月、12月、3月に実務者会議を実施した。必要に応じて、個別ケース会議も行った。また子どもの見守り事業として見守りが必要な家庭に弁当や食材等を届け支援を行った。子ども家庭の変化を早期に発見できる町内保育園8園、幼稚園4園、小中学校7校を訪問し児童虐待の未然防止や早期発見のため除法交換を行った。 | 虐待対応（支援・総合調整）に係る体制及び手法の確立。安全確認や対応方針の確認等のマニュアル化。早期発見、早期対応及び定期的な見守りを確実に行うための手法の確立。 | A | 昨年同様5月の代表者会議を実施し、6月、9月、12月、3月に実務者会議を行う。虐待の早期発見、早期対応のため学校や保育園等の関係機関の訪問を行う。子どもの見守り事業として見守りが必要な家庭に弁当や食材等を届け支援を行う。 | 子育て支援課 こども安心担当 |
| | 要保護児童対策地域協議会を開催し、保育園・幼稚園・学校・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待を受けている乳幼児や児童の早期発見、早期対応及び見守り等を実施します。 | | | | | |
| P21 (1)-10 | 就学支援委員会 | ・次年度の就学予定者や障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適正な就学支援の推進を目的に計画的に実施した。 ・より専門的な支援として、特別支援学校のコーディネーターと連携し、学校訪問や相談等を実施した。 ・通年、教育相談の実施をした。 | ・感染症対策を講じながら、計画どおりに実施することができた。 | A | ・昨年度同様、専門委員会や特別支援教育主任・コーディネーター会議の実施、特別支援学校コーディネーターの学校訪問等を実施し、特別支援教育の推進を行う。 ・通年、教育相談の実施を行う。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 就学時の健康診断の結果を受けて関係機関と情報を共有し、就学予定者の適切な就学先を検討して判断します。 | | | | | |
| P21 (1)-11 | 小中一貫教育推進事業 | 学校間や関係機関の連携と情報共有を行った。 | 中学校区を中心として、小中で児童生徒の情報交換を実施した。 | A | 昨年同様、定期的な情報交換の場を設定する。また、気になる児童生徒がいる場合は小中で連絡を取り合い対応していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 学校間の円滑な接続ができるよう、関係機関の連携と情報共有を行います。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|---|---|---|---------|------------------------------------|------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P21 (1)-12 | 水道事業 | 水道事業と第一環境株式会社で協定を締結。水道事業が実施する地域見守り活動に関して、協力を得るとしている。検針員による地域の見守りを実施している。 | 今年度については、該当なし。 | A | 引き続き実施していく。 | まちづくり建設課 上下水室 |
| | 水道料金の支払い困窮者に対し、誓約による分納や生活保護担当者や社会福祉協議会との調整を行い、介護保険担当と連携し、検針員による地域の見守りを行います。 | 生活困窮世帯、高齢者世帯など支援や保護が必要な世帯を把握し、支援が必要と考えられる場合には、各担当と連携する。 | | | | |
| P21 (2)-1 | 相談窓口の周知 | 「こころの健康コーナー」に相談窓口等の情報を集約し周知に努めた。また、進修館や図書館、役場ロビー、福祉課、子育てひろば(きしゃぼっぱ)等に相談窓口のチラシを置き周知に努めた。 | 自殺のハイリスク者は様々な部署でかわる可能性が考えられるため、引き続き相談窓口の周知に努めていく必要がある。 | A | 引き続き様々な機会に相談窓口の周知をしていく。 | 健康増進担当 |
| | 様々な窓口を訪れた自殺ハイリスク者に対し、支援相談窓口の情報が伝わるよう、庁内関係課や関係機関に相談窓口の周知と連携を図ります。 | | | | | |
| P21 (2)-2 | 連絡シート | 「連絡シート」を「相談シート」に変更し他課への連携以外にも初回相談時に利用し、相談者の相談内容の把握に役立てた。 | 令和4年度は他科への連絡のケースがいなかったが、今後も「相談シート」を活用して、改善点など随時修正していく必要がある。 | A | 引き続き「相談シート」を活用し、改善点など随時修正していく。 | 健康増進担当 |
| | 相談窓口同士をつなぐ共通シートを作成し、他分野の関係機関が連携しやすくなるよう努めます。 | | | | | |
| P22 (2)-3 | 国保・後期(葬祭費)給付事業 | 喪失感やストレスを抱えた来庁者がいなかったため、関係部署へ案内した実績はなし。 | 特になし | A | 喪失感やストレスを抱えた来庁者がみえたときは、関係部署へ案内します。 | 住民課 国保・後期担当 |
| | 葬祭費申請の際に、申請者が大切な方との死別による喪失感やストレスを抱えていると思われる場合、状況により関係部署への案内を行います。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|---|--|--|---------|--|-------------------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P22 (2)-4 | 窓口での情報提供 問い合わせがあった際、関係部署への案内を行います。 | 問い合わせ事案なし。 | 特になし | A | 問い合わせがあった際は関係部署へ案内します。 | 住民課 戸籍住民担当 年金担当 |
| P22 (2)-5 | 窓口等での情報提供 各種税申告や納税相談などの際に、必要な場合においては相談・支援情報の提供や各課への案内を行います。 | 個人所得や資産等に係る各種税申告時、また、納付に関する相談時において関係機関が実施する相談・支援情報や各課への案内が必要と思われる場合においては情報提供を実施。 | 市況や家計の急変等により経済環境の悪化が生じている個人や世帯も少なくないと思われる。 納税相談等の際に関係機関が実施する相談・支援情報や各課への案内が必要と思われる場合においては情報提供を実施していく。 | A | 各種の税申告や納税に関する相談などの際に、必要な場合においては、関係機関が実施する相談・支援の情報提供や各課への案内を行う。 | 税務課 町民税担当 資産税担当 徴収担当 |

宮代町自殺対策計画 事業実施状況調査票（令和4年度分）

| 評価ランク | 状況 | 達成状況 | 評価内容 |
|-------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A | 計画通りに順調に取り組んでいる | 80%以上 | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合 |
| B | 概ね計画通りに取り組んでいる | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満 | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| D | 取り組んでいない | 0% | - |

2 人材の育成、健康、相談、支援の充実

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|---|--|---------|------------------------------------|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P23 (1)-1 | 自殺予防研修の参加 保健師が新任期から自殺対策に関する研修を受講し、自殺対策の視点や対応について学び、地域住民の支援にあたることができるよう努めます。 | 国や埼玉県、JSCP（いのち支える自殺対策推進センター）等主催の研修会に積極的に参加し、職員間で情報共有し対応について学んだ。 | 自殺対策に対する考え方や対応方法、自殺の動向等、知識の習得や最新の情報を得ることができるため、継続して研修に参加していく必要がある。 | A | 引き続き積極的に研修に参加し、自殺対策の視点や対応を学ぶ。 | 健康増進担当 |
| P23 (1)-2 | 民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修 民生委員・児童委員にゲートキーパー養成研修を実施し、地域で困難を抱えている人に気づき、必要に応じて適切な相談機関につなぐことのできる人材の育成を行います。 | 民生委員・児童委員を対象とした研修会を、委員の任期ごとに実施している。次回の実施は令和6年度を予定している。 | 地域の身近な相談者として、困難を抱えている人に気づき、必要に応じて適切な相談機関につなぐことのできる人材の育成が必要である。 | A | 地域の相談者として活躍できる人材の育成を行う。 | 健康増進担当 |
| P23 (1)-3 | 様々な職種を対象としたゲートキーパー養成研修 様々な職種や地域ボランティア等を対象とするゲートキーパー研修を実施し、自殺予防に対する意識を高め、人材の育成を行います。 | 町内介護従事者を対象にゲートキーパー養成研修を実施した。 実施日：8月31日 参加者：17人 | 地域全体で自殺に対する意識を高め、見守り支援ができるよう、様々な職種の方にゲートキーパー養成研修を継続実施する必要がある。 | A | 介護従事者を含め町民を対象としたゲートキーパー養成研修を開催する。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|--|---|---------|---|-----------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P23 (1)-4 | 町民を対象としたゲートキーパー養成研修 自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応を図るため、ゲートキーパーの役割を担う人材等を養成し、地域においての見守り体制を強化します。 | 町民対象に「ゲートキーパー養成講座～自分自身と身近な人の心の健康を守るための講座～」をテーマに、臨床心理士による講話を2月17日に実施した。ゲートキーパーの役割とともに、自分自身のこのころのケアについても意識啓発を行った。 参加者：20人 | 参加アンケートより、ゲートキーパーという言葉を知らなかった人は63%だった。今後も、ゲートキーパーの役割を周知し一人でも多くの自殺者を減らしていく必要がある。 | A | 引き続き、町民を対象としたゲートキーパー養成研修を開催する。 | 健康増進担当 |
| P23 (1)-5 | 消費者被害防止サポーターの養成 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、地域で見守り活動や啓発活動を行うボランティアである「埼玉県消費者被害防止サポーター」を養成し、その活動を支援します。 | ・消費者被害防止サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染拡大により実施できなかった。その代わりに、消費者被害防止サポーターに毎月消費者被害防止の啓発チラシを送付し、啓発活動に役立てていただいた。 ・半年に一度宮代町の相談状況をまとめた「宮代町消費者被害防止サポーター通信」を発行し、消費者被害防止サポーターに送付した。 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、自宅にいる時間が増えたためか、インターネット通販によるトラブル等が増加している。そのため、今後は消費者被害防止サポーターの人数を増やし、より一層啓発活動に努めていく必要がある。 | B | ・消費者被害防止サポーター養成講座を開催する予定である。 ・令和5年度も引き続き消費者被害防止サポーターに啓発チラシを、半年に一度「宮代町消費者被害防止サポーター通信」を送付し、連携して啓発活動を行う予定である。 | 産業観光課 商工観光担当 |
| P24 (1)-6 | 職員の健康管理 町職員として役割を果たすことができるようにメンタルヘルス不調を未然に防止するためのストレスチェックやメンタルヘルス対策などの職員研修を実施することで職員の心身面の健康維持を図ります。 | 令和4年度については、ストレスチェックを町職員247名（再任用職員、会計年度任用職員を一部含む）に対して実施した。 メンタルヘルス研修については、セルフケアをテーマに実施し、14名が参加した。 | ストレスチェックの結果、高ストレス者として判定されたものに対して、産業医との面談を含めたフォロー等の実施が課題である。 | A | 令和5年度についても引き続きストレスチェックを実施することで職員のメンタルヘルス不調の把握に取り組む。 また、メンタル不調等への予防・対策についての研修を実施することで職員が健康に勤務できる環境づくりに取り組む。 | 総務課 庶務職員担当 |
| P24 (2)-1 | 精神保健相談 総合失調症やうつ病等の精神疾患を抱える方とその家族の相談に対し、必要に応じて地区担当保健師等による心の健康に関する相談を実施し、関係機関と連携しながら適切な支援に努めます。 | 本人や家族のこころと身体の健康に関する相談を随時実施した。 精神保健電話相談延人数：66人 面接・訪問実人数：21人 | 相談の傾向として、ひきこもり状態にある方の家族からの相談が増えている。個々の状態に応じ、幸手保健所の精神保健福祉士と連携して対応した。 | A | 引き続き、本人や家族からの相談を受け関係機関と連携し支援する。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|---|--|--|---------|--|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P24 (2)-2 | 孤立・引きこもり状態にある人への支援 本人・家族からの相談を受け関係機関と連携し、支援にあたります。 | 本人や家族のこころと身体の健康に関する相談を随時実施し、関係機関と連携しながら支援した。 引きこもり電話相談延べ人数：4人 | 引きこもり状態にある方や家族、身近な人等に、困ったときに相談場所を知ってもらえるよう、継続した周知が必要である。 | A | 継続して相談窓口の周知に努め、本人や家族からの相談を受け関係機関と連携し支援する。 | 健康増進担当 |
| P24 (2)-3 | 健康相談 生活習慣病やその他疾病に関する健康相談等を実施します。 | 随時、本人や家族からの健康づくりに関する相談を受けた。 | 相談をいつでも受けられる体制を整えており、個々の健康問題に応じた個別支援ができた。 | A | 相談窓口の周知に努め、引き続き、本人や家族からの相談を受ける。 | 健康増進担当 |
| P24 (2)-4 | 産後うつ予防事業 赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を産婦全員に実施し、産後うつ病の早期発見と相談支援に努めます。 | 赤ちゃん訪問を行い、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を産婦全員に実施し、毎月実施しているケース対応会議で対応について検討し母の育児の支援を行った。 訪問：190件 面接：1件 | 産婦全員に訪問または面接し、産後うつ病質問票を実施できた。9点以上の産婦には再訪問し、母のメンタルや育児のフォローができた。 | A | 引き続き出生児全員の訪問または面接を行い、育児支援と産後の母のメンタル面を支援していく。 | 健康増進担当 |
| P24 (2)-5 | 子どもの健康相談、ほっとサロン 子どもの健康相談をとおして、母親への支援を行います。 | 子どもの健康相談を42回実施し（実255人、延べ792人）保護者への育児支援を行った。 ほっとサロンは、コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。 | 保護者に対し保健師が育児支援について個別で対応した。コロナ禍であったため、ほっとサロンの開催は見送った。 | A | 今後も安心して健康相談を利用してもらい、母の支援を行う。 ほっとサロンはコロナウィルスが5類移行後に再開予定。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|--|--|---------|---|--------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P24 (2)-6 | 栄養相談 生活習慣病やその他疾病予防に関する栄養相談等を実施します。 | 感染防止対策を行いながら、希望者へ随時個別相談を実施した。 乳幼児：延べ38人 成人：延べ22人 | 栄養相談希望者には全員に個別相談を実施できた。 | A | 引き続き栄養に関する相談を個別に対応する。 希望者には、オンラインによる相談を実施する。 | 健康増進担当 |
| P25 (2)-7 | 地域包括支援センター運営管理事業 地域包括支援センターを適切に運営し、高齢者の介護・福祉・健康・医療など様々な相談に対応することで、住み慣れた環境で、安心して自分らしい生活を続けることができるよう支援します。 | 高齢者の方やその家族が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援した。 | 毎月1回の連絡会を地域包括支援センター、町と実施し、情報共有に努めた。8月、2月に介護従事者連絡会で自殺予防の研修、後見人制度の研修を開催した。偶数月に地域ケア会議を開催し7事例を検討した。 継続的に地域包括支援センターと連携を図りながら事業を継続して実施した。 | A | 地域包括支援センターと介護保険サービス提供事業所の連携を図れるよう、会議や研修会に積極的に参加または開催する。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P25 (2)-8 | 精神保健相談の推進 保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受給前相談の充実を図り、精神保健相談を推進します。 | 隔月に精神ケース検討会を6回実施（5月・7月・9月・11月・1月・3月）実施した。 | コロナ禍でこころや体の不調や先行きの不安やストレスを感じている方が増加していると考えられる。関係機関や関係者で情報共有したり、適切な支援方法等を検討するなど、今後も継続実施する。 | A | 今後も継続して精神保健相談を推進する。 | 福祉課 福祉支援担当 |
| P25 (2)-9 | 町民相談 町民相談員が様々な悩みを抱えた方の相談を受け、その解決に向けた助言を行います。 | 町民の身近な相談窓口として、町民相談員（人権擁護委員）による町民相談を実施した。 実施日：毎月第2月曜日 場所：役場庁舎2階会議室 年間相談件数：6件 | 町民相談は人権問題や悩みなど身近な事柄についての相談であるが、最近は女性相談や法律相談など具体的な相談について申し込みが多くなっている。 | A | プライバシーを確保した個室での相談を引き続き実施する。6月1日の人権擁護委員特設相談や産業祭や桜市などイベント時の啓発品の配布を実施予定。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|--|---|--|---------|---|--------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P25 (2)-10 | 行政相談 | 行政に対する苦情や意見、要望等の相談窓口として、町民相談と併せて行政相談委員による相談所を開設した。 | 行政相談委員は現在町に1名在籍しており町民相談員（人権相談委員）と兼ねていることから、町民相談と同時に実施している。 | A | プライバシーを確保した個室での相談を引き続き実施する。6月1日の人権擁護委員特設相談時に啓発品の配布を実施予定。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |
| | 行政相談員が行政に対する苦情や意見、要望を受け、その解決や行政の制度、運営の改善に活かしていきます。 | | | | | |
| P25 (2)-11 | 法律相談 | 町民が抱える法律問題の解決を図るため、法律相談を実施した。 実施日：毎月第2火曜日午前、第4火曜日午後 場所：役場庁舎2階相談室 年間相談件数：81件 | 町民の悩みの解決のため、法律相談を実施した。 | A | プライバシーを確保した個室での相談を引き続き実施する。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |
| | 弁護士が法律トラブルを抱えた方の相談を受け、解決に向けた助言を行います。 | | | | | |
| P25 (2)-12 | 女性相談 | 女性が生活の中で直面している様々な悩みを打ち明けられる場として、女性相談員による女性相談を実施した。 実施日：毎月第3月曜日、年2回休日相談 場所：役場庁舎2階相談室 年間相談件数：31件 | DV被害や様々な女性の悩み事に早急に対応するため、相談所を開設した。 | A | 困難な問題を抱える女性への支援として、プライバシーを確保した個室での女性相談を引き続き実施する。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |
| | 女性相談員が女性が抱える様々な悩みの相談を受け、その解決に向けた助言を行います。特に、DV被害者支援については、県や警察、庁内関係部署と連携し、解決に向けた支援をしていきます。 | | | | | |
| P25 (2)-13 | 消費生活相談 | ・専門の消費生活相談員による相談窓口を週2回開設し、杉戸町との相談窓口相互利用をすることで、週4回の相談体制を実現している。 ・毎月の広報に消費生活被害の相談事例を掲載した。 | 啓発や被害防止活動に積極的に取り組んでいるものの、近年インターネットを活用した被害は増加傾向にある。さらに成人年齢が18歳に引き下げられたことに加えて形態を所持する若年層も増えているため、SNS被害がより増加する恐れがある。 | A | 引き続き宮代町の広報で、毎月消費者被害の事例紹介等の特集とともに、消費生活センターの存在を周知する。また、成人年齢引き下げに伴い、中高生と保護者を対象とした消費者被害防止を啓発する講座を開催する予定である。 | 産業観光課 商工観光担当 |
| | 消費者の利益保護や生活の安定・向上を目的とした消費生活相談や多重債務に関するトラブルの相談を行います。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|---|--|---|---------|---|-------------------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する課題・評価 | 達成度 (%) | | |
| P25 (2)-14 | 子ども家庭相談 | 毎週実施。相談員が子どもや家庭における不安や悩みに対する相談や情報提供を実施。前年度と比較すると相談件数は増加した。 相談件数：43件 | 毎週午前中に実施。午後の対応はなし。オンライン相談の申込希望なし。相談制度の周知を引き続き行う。 | A | 引続き毎週実施。相談制度についてホームページや広報を活用し、広く周知を行う。 | 子育て支援 こども笑顔担当 |
| | 子ども及び家庭に係る問題の解決を図るため、情報提供と助言指導を行います。 | | | | | |
| P25 (2)-15 | 乳幼児健全育成すくすく相談 | 毎週実施。相談員が乳幼児の育成に関し、相談や情報提供を実施。前年度と比較すると相談件数は増加した。 相談件数：139件 | 毎週午前中に実施。午後の対応はなし。オンライン相談の申込希望なし。相談制度の周知を引き続き行う。 | A | 引続き毎週実施。相談制度についてホームページや広報を活用し、広く周知を行う。 | 子育て支援課 こども笑顔担当 |
| | 乳幼児の育成に関する相談を受け、情報提供と助言を行います。 | | | | | |
| P25 (2)-16 | 育児相談 | 毎週実施。相談員が子育てに関し、相談や情報提供を実施。前年度と比較すると相談件数は減少した。 相談件数：75件 | 毎週午後実施。午前の対応はなし。オンライン相談の申込希望なし。相談制度の周知を引き続き行う。 | A | 引続き毎週実施。相談制度についてホームページや広報を活用し、広く周知を行う。 | 子育て支援課 こども笑顔担当 |
| | 子育てに関する相談に応じ、子育てに関する情報提供や指導助言を行います。 | | | | | |
| P25 (2)-17 | 納税相談 | 納付に関する相談時において、関係機関が実施する相談・支援情報や各課への案内が必要と思われる場合においては情報提供を実施。 | 納税状況等から相談支援が必要と思われる場合、関係機関が実施する支援情報を提供するとともに各課へ繋いでいく。 | A | 納税に関する相談などの際に、必要な場合においては、関係機関が実施する相談・支援の情報提供や各課への案内を行う。 | 税務課 町民税担当 資産税担当 徴収担当 |
| | 納税相談の際に、必要な場合においては相談・支援の情報提供や各課への案内を行います。 | | | | | |

宮代町自殺対策計画 事業実施状況調査票（令和4年度分）

| 評価ランク | 状況 | 達成状況 | 評価内容 |
|-------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A | 計画通りに順調に取り組んできている | 80%以上 | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合 |
| B | 概ね計画通りに取り組んできている | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満 | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| D | 取り組んでいない | 0% | - |

3 住民への啓発と周知

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の実施状況 | | | 令和5年度の実施予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|---|---|--|---------|--|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P26 1 | 相談窓口の周知 | 所内ロビーに設置した「こころの健康コーナー」にメンタルヘルスに関する情報を集約し情報提供を行った。 | 相談窓口についての情報提供や周知に努め、日々情報を更新する必要がある。 | A | 引き続き、心の相談窓口の周知や利用促進に努める。 | 健康増進担当 |
| | 各種事業を通じて相談窓口や相談場所の周知を図ります。 | | | | | |
| P26 2 | 各検診等での情報提供 | 所内にメンタルヘルスに関するチラシやポスターを掲示したり、「こころの健康コーナー」を設置した。検診の待ち時間には、心の健康に関するDVD等を活用して情報提供を行った。 | 検診に訪れた機会に、目に触れてもらえるように掲示したり、DVD等で情報提供を行った。随時情報を更新し発信を続けていく必要がある。 | A | 今後も検診などで保健センターへ訪れた機会を利用して、広く自殺対策やメンタルヘルスに関する情報提供をしていく。 | 健康増進担当 |
| | 各検診等において、自殺対策やメンタルヘルスに関する情報を提供します。 | | | | | |
| P26 3 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間 | 自殺予防週間や自殺対策月間に合わせて、ポスターを保健センターや役場庁舎に掲示した。また、各種健康教室参加者に自殺対策啓発品を配布した。 | 自殺予防週間や自殺対策月間のチラシ配置やポスター掲示にて、町民に情報周知や啓発ができた。 | A | 引き続き、自殺予防週間や自殺対策強化月間に広く町民に向けて情報の周知や啓発をしていく。 | 健康増進担当 |
| | 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、ポスターの掲示等により、町民への情報周知や啓発を図ります。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|--|--|--|---------|--|--------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P26 4 | 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画については、男女共同参画推進会議において検討し、情報誌の発行は広報みやしろ12月号の特集とし、男女共同参画セミナーについては、2月12日(日)に図書館研修室において3年ぶりに対面で実施した。 | 男女共同参画セミナーは、新型コロナウイルス感染症の状況が終息しつつあったことから、3年振りに対面開催とした。また、DVに関する相談も多いことから、関係各課の窓口担当者を対象としたDV担当者向けの研修会を実施した。 | A | 引き続き、男女共同参画社会推進会議において情報誌ふらふらぶの発行や男女共同参画セミナー等を開催し啓発を行うとともに、職員等を対象とした研修会を開催する。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |
| | 男女共同参画情報誌及びセミナーで、男女共同参画に関する意識啓発を行います。また、悩みを抱えた方が相談できる相談先を周知していきます。 | また、性的少数者(LGBT等)及び男女共同参画についての正しい理解を深めるため、職員向け研修会を性的少数者については1月13日(金)に男女共同参画については2月10日(金)にそれぞれ進修館小ホールで実施した。 | | | | |
| P26 5 | 人権講演会 | 様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、町職員や教職員、指定管理施設等の関係団体職員を対象に研修会を実施した。 | 講演会の実施により、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができました。しかし、未だに差別や偏見による人権問題は解消していないことから、継続して実施していく必要がある。 | A | 引き続き人権問題の解決を目指し町職員、教職員、町内企業職員を対象に人権講演会を実施する。 | 総務課 人権・男女共同参画担当 |
| | 人権講演会等とおして、命の大切さや人権の尊重など、人権意識の高揚を図ります。 | 実施日：令和5年2月2日(木) 場所：宮代町立図書館ホール 参加者数：50人 | | | | |
| P26 6 | 広報誌・ホームページでの情報提供 | 各課の実施する相談や研修事業、講演会など情報を広報紙やホームページ、SNSで周知した。 | 日程の周知などは積極的に行っているが、実施内容を含め周知していく必要がある。 | A | 引き続き、広報紙やホームページ、SNSを通じて情報発信に努めていく。 | 総務課 秘書広報担当 |
| | 広報みやしろや町公式ホームページなどにおいて相談や講演会の周知など情報発信に努めます。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|---|--|---|---------|---|----------------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P26 7 | 掲示スペース等での周知 | 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、ポスターの掲示。 庁舎内の掲示スペース等において、相談会や講演会等のポスター掲示などにより住民への情報提供を行います。 | 掲示スペースの確保が課題。 | A | 令和4年度同様に予防及び対策強化月間に合わせて、ポスターを掲示。 | 企画財政課 管財担当 |
| | | | | | | |
| P26 8 | 人権教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め てもらうため、広報6月号、8月号、12月号、3 月号に「人権それは愛」を掲載。 ・交流を通して互いに人権を尊重する意識を高める ため「人権のつどい」を実施。 ・正しい人権感覚を養うため「人権問題合同研修 会」を実施。 | 様々な人権問題に対する正しい理解と 認識を深めてもらうことで、正しい人 権感覚を養い、すべての人が平等であ り、助け合って生きていく旨を唱え た。 | A | 講座や研修会では、講師を招き、 すべての人が平等である社会を目 指す人権教育に務める。 | 教育推進課 生涯学習・スポー ツ振興担当 |
| | 様々な人権問題に対する正しい理解 と認識を深め、互いに人権を尊重す る意識を高めるため、人権教育研修 会を行います。 | | | | | |

宮代町自殺対策計画 事業実施状況調査票（令和4年度分）

| 評価ランク | 状況 | 達成状況 | 評価内容 |
|-------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A | 計画通りに順調に取り組んでいる | 80%以上 | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合 |
| B | 概ね計画通りに取り組んでいる | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満 | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| D | 取り組んでいない | 0% | - |

4 生きることの促進要因への支援

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|---|--|--|---------|---|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P27 (1)-1 | 健康相談 高齢者が抱える健康問題をふまえ、健康相談を実施し、高齢者の健康づくり努めます。 | こころの相談や身体の健康に関する相談を随時実施した。 | 個々の健康問題に応じた支援ができた。 | A | 相談窓口の周知に努め、引き続き、本人や家族からの相談を受ける。 | 健康増進担当 |
| P27 (1)-2 | 各種保健事業 各種がん検診や健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診等を通じ、自殺の要因の一つとなり得る健康問題の早期発見と支援を行います。 | 各種検診を実施し、健康問題の早期発見・予防に努めた。 | 受診者数が減少しているため、各種検診の必要性の周知を図っていく。 | A | 広報・ポスター・個別通知等で各種検診の周知と受診勧奨を行い、健康問題の早期発見・予防に努める。 | 健康増進担当 |
| P27 (1)-3 | 各種健康教育 骨粗しょう症検診のフォローアップ教室やみやしろ健康マイレージ事業、「知って！けんこう講習」等で高齢期の健康づくりの支援を行い、自殺の要因となり得る健康問題の予防に努めます。 | コロナ禍での開催のため、一部回数や定員を縮小して実施した。感染症対策を徹底し、健康問題の予防支援を行った。 健康づくりの各種講習・取組延べ人数：1,403人 みやしろ健康マイレージ参加者：4,106人 | 感染症予防対策を講じて、健康問題の予防教室が実施できた。コロナ禍で参加を控えていた希望者が安心して参加できるような事業運営が求められる。 | A | 各種健康教育事業の周知を実施し、健康づくりを支援する。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|--|---|---------|--|------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P27 (1)-4 | 祖父母教室 祖父母を対象に現代の子育てについて学ぶ教室を実施し、若い世代の育児支援者としての役割をいかせるよう支援します。 | 祖父母教室を開催し、2組の参加があった。希望者少数であり、各々の状況も違うため希望時に個別対応とした。赤ちゃん訪問時に祖父母同席などの際にも、育児支援者として役立つような知識の提供を行った。 | 祖父母に対し、育児知識や情報を提供して、身近な育児支援者としての役割を担えるように支援する。子育て世代包括支援センターでも祖父母の相談が受けられるようにする。 | A | 希望者に対して育児の知識や情報を提供する。 | 健康増進担当 |
| P27 (1)-5 | 総合相談（地域包括支援センター） 地域包括支援センターを適切に運営し、高齢者の介護・福祉・健康・医療など様々な相談に対応することで、住み慣れた環境で、安心して自分らしい生活を続けることができるよう支援します。 | 総合相談（介護保険・介護サービス、福祉サービス、認知症相談、権利擁護、その他の相談、見守り等）は年間5214件あり。地域訪問は80歳以上の高齢者のみ世帯を訪問し、対象者963人中636人に会った。事業所（ケアマネジャー）からの相談は年間307件だった。 | 地域包括支援センターと介護保険担当、高齢者支援担当が連携し、随時相談に応じる必要がある。 | A | 地域包括支援センターと介護保険担当、高齢者支援担当が連携に努め、高齢者からの様々な相談に対応していく。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P27 (1)-6 | 緊急時通報システム事業 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時通報システムを設置することにより、急病・事故などの際に速やかな救助活動につなげ、日常生活上の緊急事態への不安を解消します。 | 8件の新規設置、20件の撤去、10件の緊急通報、21件の生活相談があった。 | 新規設置等の件数より、死亡や入所による撤去が多く全体の利用者数は減少したものの、ひとり暮らしの高齢者・ご家族が安心して生活するのに役立っている。宮代町や消防署、緊急通報センター、緊急通報協力員や民生委員とともに、地域でひとり暮らしの高齢者を見守っている。 | A | 引き続き、ひとり暮らし高齢者の安心のために、役立てていきたい。ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう事業を継続して実施する。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P28 (1)-7 | 高齢者等給食配食サービス事業 高齢者や心身に障がいがある者に、栄養バランスのとれた給食を届けることで、栄養改善、健康の増進を図るとともに、見守り、安否確認を行います。 | ひとり暮らし高齢者や障がいのある方に、月水金の週3回を上限に、栄養バランスのとれた夕食を届け、安否確認を兼ねた見守りを行った。92人登録利用者数あり、年間1159食数の実績があった。 | 栄養改善、健康の増進を図るとともに、地域社会との交流を見守り、安否確認を行っている。 | A | ひとり暮らし高齢者や障がいのある方が安心安全に暮らすことが出来るよう、見守りや安否確認、栄養維持のために継続して事業を実施する。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|--|--|--|---------|--|------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P28 (1)-8 | 地域交流サロン 地域に住む人たちが気軽に集える場を地域住民が主体的に運営し、高齢者の閉じこもりを解消するとともに元気アップが図れるよう、担い手の育成、補助金の交付等により支援を行います。 | 高齢であり、後継者が見つからないなどの理由で2か所のサロンが廃止となり、合計28か所となった。 新型コロナウイルス感染症の影響で中止するサロンもあるが、徐々に開催するサロンが増えてきた。 補助金の交付状況は以下の通り。 備品購入：2団体 施設利用料：7団体 | 開催するサロン、中止するサロンが固定化してしまい、長期にわたり中止しているサロンの再開を後押しする働きかけが必要である。新型コロナウイルス感染症が5類となり、マスクの着用も個人の判断となったことを踏まえ、働きかけていきたい。 | B | 引き続き、定期的にサロンの代表者に連絡を取り状況を聞いていきたい。その際に、再会できていないサロンについて、再開への声掛けをしたい。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P28 (1)-9 | 高齢者健康づくり支援事業（町民グラウンドゴルフ、町民輪投げ大会の開催） 高齢者の健康・生きがいづくり、参加者の交流を目的としたスポーツ・レクリエーション大会を開催します。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 | コロナ禍のため、再開時期や開催方の検討が必要。 | D | 町民輪投げ大会については感染対策に留意しながら実施予定となっている。グラウンドゴルフ大会についても同様に再開に向け検討を行っている。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P28 (1)-10 | 介護予防・健康づくり活動支援事業 介護予防・健康づくり活動を支援し、身近な場所で高齢者が定期的集まることで、健康づくりや社会参加・地域づくりを促進し、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割喪失等の予防に努めます。 | 活動を支援するために出前講座を22回、グループの立ち上げ支援を11回実施した。 地域に向けて健康づくり活動を行う人材（プラザサポーター1名）を養成した。 | コロナ禍のため、活動を休止している団体もあり、出前講座や立ち上げ支援の申請は少なかったが、活動状況の情報提供や、再開時に町職員による活動訪問をすることで、連携を保ち、活動継続の支援を行った。また、コロナ禍であったが、日程や定員を変更しながら、人材育成も実施できた。 | A | 引き続き、出前講座や自主グループの立ち上げ支援、人材育成を行う。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |
| P28 (1)-11 | 避難行動要支援者支援事業 災害時にひとりでは避難が難しい高齢の方や体の不自由な方に対し、近隣住民が助け合い、速やかに避難する仕組みづくりを行い、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。 | 事業の対象の方を抽出し、全員の名簿を更新した上で、情報提供に関する意向確認を行い、情報提供同意者名簿を更新した。情報提供同意者名簿の配布を自主防災会長に案内し、19団体が受け取った。 | コロナ禍のため、名簿はもらったものの何もできなかったという自主防災会の声があった。 | A | 引き続き、全員名簿と同意者名簿の更新、名簿の配布を実施する。 | 健康介護課 高齢者支援担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|--|---|---|---------|---|------------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P28 (1)-12 | 各種保健事業 | <p>・健診の結果に基づき支援の階層化を行い、管理栄養士による個別面談をし、6か月間にわたって定期的な保健指導を行った。集団健診では、胃がん・肺がん検診を同時に受診できる体制を構築した。</p> <p>・健康ステーション事業では、ウォーキングイベントを2回実施した。</p> | <p>・特定健診やがん検診を実施し、健康状態を把握や生活習慣を見直す機会を提供し、健康問題の早期発見に寄与した。特定健診で専門職による支援が必要な指導対象者に対しては、対象者に合った食生活改善、運動習慣改善の指導を行った。</p> <p>・ウォーキングイベントでは、正しい歩き方や無理なく続けられるウォーキングの取組方法を指導し、運動習慣の改善に取り組んだ。</p> | A | <p>・特定健診等の受診を勧め、個々の状態にあった生活習慣病の重症化や合併症の予防に努める。</p> <p>・集団健診において、胃がん・肺がん検診に加えて、大腸がん検診の同時受診を実施する。</p> | 住民課 国保・後期担当 |
| | <p>特定健康診査や特定保健指導のほか、各種がん検診や糖尿病重症化予防対策事業など各種保健事業を通じ、健康問題の解消に努めます。</p> | | | | | |
| P28 (1)-13 | みやしろ大学 | <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべての講座を中止した。</p> | <p>講座が中止となったことにより、みやしろ大学の目的である、生きがいや仲間づくりの機会提供が叶わなかった。</p> | D | <p>例年より回数を減らすなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら実施予定。</p> | 教育推進課 生涯学習・スポーツ振興担当 |
| | <p>高齢者の生きがいや仲間づくりにつながる学習機会等を提供します。</p> | | | | | |
| P29 (2)-1 | 子育て世代包括支援センター | <p>随時、相談を実施し、必要により子育て支援課と連携し情報共有しながら支援を行った。</p> <p>子育て世代包括支援センター来所者：306人</p> | <p>ハイリスク妊婦や複雑な環境にある母子等については、子育て支援課との連携が必要である。</p> | A | <p>引き続き必要なケースについて子育て支援課と連携し、育児支援を実施する。</p> | 健康増進担当 |
| | <p>子育て支援課と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援を行います。</p> | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|---|--|---------|---|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P29 (2)-2 | 母子健康手帳交付 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、母子健康手帳交付時に保健師が面接を行い、妊婦の体調や出産育児に対する不安や協力者の有無など育児環境等について話を聞き、安心して出産できるよう、また、妊娠期から子育て期にわたり保健センターでの支援について情報提供を行った。 母子健康手帳交付：180人 | コロナ禍において、産院での母親学級が開催できないところが多く、外出や対面で話す機会が少ないため、不安や色々なストレスを抱えながら妊娠期間を過ごす妊婦が多い。そのため母子健康手帳交付時に対応する職員が、妊娠期から子育て期に多岐にわたる相談等に対応できることを周知していく必要がある。 | A | 子育て世代包括支援センター担当者や地区担当保健師の連携に努め、母の継続支援を行う。 | 健康増進担当 |
| | 母子健康手帳交付時に保健師等が面接を行い、心身の健康を保ち妊娠・出産できるように支援を行います。 | 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の定期的な受診を勧めた。また、妊婦管理台帳を作成し、妊婦健康診査の受診状況を把握した。 | 妊婦管理台帳より、未受診者やハイリスク妊婦を把握し、支援につなげることができた。 | A | 引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の定期的な受診をすすめる。 | |
| P29 (2)-3 | 妊婦健康診査助成券の交付 | 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の定期的な受診を勧めた。また、妊婦管理台帳を作成し、妊婦健康診査の受診状況を把握した。 | 妊婦管理台帳より、未受診者やハイリスク妊婦を把握し、支援につなげることができた。 | A | 引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の定期的な受診をすすめる。 | 健康増進担当 |
| | 妊婦健康診査の定期的な受診を支援するため助成券を交付します。 | | | | | |
| P29 (2)-4 | ママ・パパ教室、すくすく広場 | 2日間の教室を年3コース実施、妊婦参加者延べ31人、夫6人。コロナ禍の開催にて、参加人数を縮小した。すくすく広場は、コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 | より多くの妊婦が安心して参加できるように、教室の運営方法を随時見直しして実施する。 | A | 定員を増やし、より多くの妊婦が参加できるように教室を実施する。安心して親子が参加できる教室づくりを行い、すくすく広場を再開する。 | 健康増進担当 |
| | 妊娠期にママ・パパ教室を実施し、出産後には同窓会としてすくすく広場を実施し、母の育児における孤独感や不安感の軽減を図ります。 | | | | | |
| P29 (2)-5 | 乳児全戸訪問事業 | 保健師が4か月までの乳児がいる家庭に赤ちゃん訪問を実施した。産婦全員に産後うつの指標となる質問シートを用いて、育児の状況や精神面について把握し産後うつ予防と早期発見を行った。また、ケースに応じて、家族や医療機関と連携して支援した。 赤ちゃん訪問件数190件、面接1件 | 産後うつの質問シートを活用し、育児の状況や精神面について把握し支援ができた。必要に応じ、ハイリスク者はケース対応会議で検討し、継続支援を行った。 | A | 引き続き、出産後4か月までに赤ちゃん訪問を実施し、適切な支援に努める。産後うつの疑いのある人には、地区担当保健師による継続支援のほか、家族や医療機関と連携調整を図って母子を支援していく。 | 健康増進担当 |
| | 出産後4か月までに赤ちゃん訪問を実施し、適切な支援を行います。 | | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|---|--|---|---------|---|--------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P29 (2)-6 | 産後ケア事業 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように支援します。 | 産後は授乳や育児のことで分からないことが多く、不安を一人で抱えがちになるため、助産師が訪問して悩みを聞いたり、病院での宿泊にて育児不安の相談に対応し、産後うつ予防に努めた。訪問型利用実人数：2件、利用回数：5回 宿泊型利用実人数：1件、利用日数：3日 | 本事業にて複数日を通して母が相談できたことで、育児手技や母乳についてなどの母の育児不安の軽減につながった。母子健康手帳交付時や転入者に対し、本事業について引き続き周知が必要である。 | A | 出産後に受けられる支援として丁寧に周知を続け、安心して子育てができるよう支援する。 | 健康増進担当 |
| P29 (2)-7 | 乳幼児健康診査事業 乳幼児が心身ともに健康に発育発達するため、4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。 | 乳幼児の発育発達の確認の機会とするため、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を集団健診にて実施した。医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、臨床心理士等の専門職が、こどもの発育・発達、育児状況に応じた相談や支援等を実施し、育児の孤立化防止や子育ての不安や悩みの軽減に努めた。健診未受診児に対しては地区担当保健師が家庭訪問や面接を行い母子の状況を確認するとともに必要に応じて助言支援を実施した。 | 乳幼児健診を集団で実施し、健康増進及び保持を行うことができた。複雑な家族背景のある家庭も増えており、対象に寄り添った支援が必要である。乳幼児健診がかかわりのきっかけとなっている。 | A | 引き続き、乳幼児健康診査を発育発達確認の機会とするとともに虐待予防の観点からも他機関とも連携をとりながら未受診児把握を行う。それぞれの背景や事情に配慮しつつ、相談対応していく。5月より小集団指導を再開し、更に育児不安の軽減を図る。 | 健康増進担当 |
| P29 (2)-8 | 離乳食教室、2歳の親子教室 子どもの発育や育児の状況等について把握し、必要な支援を行います。 | 離乳食教室では、離乳食の進め方について講話を行った後、個別相談や小グループでの情報交換を通じて個々の発育に応じた食支援の実施や保護者の不安軽減を図った。年6回実施、延べ52人参加。 2歳の親子教室については、毎月2歳児（2歳3か月到達月）とその保護者を対象に、虫歯予防と歯の健康をテーマに個別通知を行い実施した。身体計測、親子の歯のブラッシング指導を行い、ことばの発達の遅れや食事等個別相談支援にも力を入れた。来所46組。 | 離乳食教室：感染が拡大する中、参加に対する不安の軽減や安全確保策を講じていく必要がある。また、定員や時間を縮小して開催しているため、支援の質が低下しないよう工夫が必要である。 2歳の親子教室：母の子育て支援がより必要な時期であるため、事業の周知に努めていく必要がある。 | A | 離乳食教室：感染防止策を講じた上で、講話内容や指導媒体等を改良し、年6回開催する。感染状況を見ながら、定員数の増加を検討する。 2歳の親子教室：事業の周知に努めていく。5月より小集団で実施。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|---|--|--|---------|---|-------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P29 (2)-9 | ことばの相談、心理相談 | 子どもの発達や母の子どもへの関わり方等について、個別相談で丁寧に対応した。 | 子どもの発達に対する母の不安や困りごとへの対応は、個々に合わせた丁寧な支援が必要である。 | A | 地区担当保健師が状況を把握しながら、必要に応じ関係機関と連携を図り支援していく。 | 健康増進担当 |
| | 子どもの発達に関して言語聴覚士や臨床心理士・公認心理師が専門的な相談を実施します。 | 言語聴覚士による個別相談年58回：実人数86人 臨床心理士による個別相談年43回：実人数74人 | | | | |
| P29 (2)-10 | かるがもクラブ、おひさまルーム | 感染拡大防止のため、少人数にして2部制で実施。開催回数：10回 | ことばの発達の遅れがある子と保護者が、不安をひとりで抱え込まないように、子どもへの対応方法や不安を話せる機会を作った。感染予防に努めて実施した。 | A | おもちゃの消毒や換気を継続する。きめ細やかな支援ができるよう、今後も人数が増えた場合は2部制にして実施する。ことばの発達の遅れがある子と保護者に適切な支援を実施する。 | 健康増進担当 |
| | ことばの発達の遅れのある子と保護者を対象にかるがもクラブ、おひさまルームを実施し子育てを支援します。 | (新型コロナウイルス感染拡大に伴い、8月と9月は中止) 延べ参加者数：67人 おひさまルームは、感染防止のため未実施 | | | | |
| P29 (2)-11 | 子育て支援センター | 子育てひろばや各支援センターにおいて、相談員、保育士、職員が子育て中の親子の遊びや交流を見守りながら、相談や支援を実施。 | 固定された利用者の満足度を高め、新たな利用者を取り込む機会を増やす必要がある。 | A | 固定された利用者に対し、引続き見守りと支援を行うと共に、子育てひろば、各支援センターの周知を図り、新規利用者にも子育てに対する不安や悩みを軽減できる場を提供していく。 | 子育て支援課 こども笑顔担当 |
| | 子育て支援センターにおいて、子育て中の親同士、子ども同士が触れ合い、子育ての楽しさを味わいながら安心して、地域で子育てができるようサポートします。 | 子育て支援センター：3箇所 年間述べ利用組数：5,706組 | | | | |
| P30 (2)-12 | 子育て世代包括支援センター | 見守りの必要な家庭について、保健センターと情報共有し、連携して切れ目のない支援を実施した。 | 相談等を実施し、情報共有することで、保護者の抱える悩みの解消にむけて支援を行った。 | A | 引継ぎ保健センターとの連携を密にし、それぞれの役割を生かしながら、切れ目のない支援を実施していく。 | 子育て支援課 こども安心担当 |
| | 保健センターと連携し切れ目のない支援を実施し、相談等を通じて、利用者の状況を把握し、悩みを抱えた保護者の早期発見と支援を行います。 | 母子ケース会議：12回 | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|---------------|---|---|---|---------|--|-------------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P30 (2)-13 | 子育てサークルの育成支援事業 | 子育てひろばや各支援センターにおいて、年齢に合わせた教室や講座を開催し、親子の交流の場を設けた。地域子育てサロンについて周知し参加を呼びかけた。 | 地域子育てサロンについて周知し、サロンへの参加の機会を作る必要がある。 | C | 子育てひろば、各支援センターの利用者に対し、地域子育てサロンへの参加や補助制度を周知し、自主的な活動を促していく。 | 子育て支援課 こども笑顔担当 |
| | 子育て支援センターに来所した親子に対し、サークルづくりの声掛けを行うとともに、子育てサークルの支援活動を行います。 | | | | | |
| P30 (2)-14 | ファミリー・サポート・センター事業 | 利用会員、提供会員共に会員数が増加している。 利用会員：105人 | 新型コロナウイルス感染症対策で利用を控えている時期もあったが、定期的な利用も定着している。提供会員数を増やすためチラシを作成し、ボランティア団体へ周知を行った。交流会を計画したが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。 | A | 広報やホームページ等を活用し、事業のPRを行う。利用会員、提供会員の交流会を行う。 | 子育て支援課 こども安心担当 |
| | 地域で安心して子育てができるように、子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進します。 | 提供会員：62人 両方会員：3人 相互援助活動実績：631件 | | | | |
| P30 (2)-15 | 緊急サポートセンター事業 | 利用会員、提供会員共に会員数が増加している。 利用会員：62人 | 提供会員の登録数が少ない。会員となるための養成講座を4日間行った。令和3年度は実績0であったが令和4年度は3件実績があった。 | A | 広報やホームページ等を活用し、事業のPRを行う。 | 子育て支援課 こども安心担当 |
| | 地域で安心して子育てができるように、子育ての相互援助活動を支援する緊急サポートセンター事業を推進します。 | 提供会員：21人 相互援助活動実績：3件 | | | | |
| P30 (2)-16 | 病後児保育事業 | 病児保育・病後児保育のホームページの見直しを行う。 | 病児・病後児保育を連続して利用するときは、保護者にその日の様子を伝え次の日の利用の有無を確認している。より安全に預かれるよう協力医との連携が課題である。 | A | ホームページを活用し、広く周知することで、病気に罹った児童の看護にあたる保護者の社会的・心理的負担の軽減につなげる。協力医との連携の確認を行い、保護者が安心して預けることができる環境を整える。 | 子育て支援課 みやしろ保育園 |
| | 小学校3年生までの児童が病後（病期回復期）の時に、必要（就労等）に応じて保護者に代わり保育を行います。 | 令和4年度より減免対象を拡大する。（市町村非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯） 専任看護師を配置し、登録・受付・保育を行う。 令和4年度利用数：34名 新規登録数：35名 | | | | |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|--|---|---|---------|---|---------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P30 (3)-1 | 孤立・引きこもり状態にある人への支援 本人・家族からの相談を受け関係機関と連携し支援にあたります。 | こころや身体の健康に関する相談を随時行った。 精神保健電話相談延べ人数：66人 (再掲：引きこもり延べ人数4人) 面接・訪問実人数：21人 | ひきこもり状態にある方やその家族が容易に相談できるよう、相談窓口の周知が必要である。 | A | 相談窓口の周知に努め、引き続き、本人や家族からの相談を受け関係機関と連携し支援する。 | 健康増進担当 |
| P30 (3)-2 | 生活困窮相談窓口での相談対応 生活困窮者からの相談を受け、相談内容に応じて関係機関へのつなぎを行います。 | 電話、窓口における生活困窮に関わる相談を受け付け、本人の希望に基づき、生活保護の申請について東部中央福祉事務所へつないだ。 | コロナ禍による影響により生活困窮者は増加傾向にあることから、関係機関と連携し随時相談対応を行っている。 | A | 引き続き相談の受付と関係機関と連携し、適切な支援を行う。 | 福祉課 福祉支援担当 |
| P31 (4)-1 | こころの健康相談 本人・家族からの相談を受け関係機関と連携し支援にあたります。 | 町民からのこころの健康に関する相談を地区担当保健師が随時行った。必要に応じて保健所や関係機関と連携して対応した。 精神保健電話相談延べ人数：66人 (再掲：引きこもり延べ人数4人) 面接・訪問実人数：21人 | 様々な悩みや相談があり、個々に応じて関係機関との情報共有や連携を行いながら対応していく必要がある。 | A | 引き続き様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携し支援していく。 | 健康増進担当 |
| P31 (4)-2 | 精神事例検討会の開催 関係機関や関係者、相談業務を行っている職員等で事例検討会を行い、適切な支援を行います。 | 隔月に精神事例検討会を実施した。 実施回数：年に6回 事例検討実人数：27人、延べ人数52人 困難事例については関係機関等（保健所、杉戸警察、福祉課、高齢支援担当、生活保護CW、保健センター）で検討を行った。 | 関係機関や関係者で情報共有したり、適切な支援方法等を検討し継続実施が求められる。 | A | 隔月に精神ケース検討会の開催をする。また、随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関と連携支援する。 | 健康増進担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|--------------|---|--|--|---------|--|---------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P31 (4)-3 | 精神障がい者の相談 本人・家族からの相談を受け、障害福祉サービスの情報提供や支給及び相談支援事業所や関係機関と連携し支援にあたります。 | 幸手保健所やケースを取り巻く関係機関と連携した。 | 今後も困難ケースが増えると考えられる。幸手保健所や関係機関等と連携し、適切な支援を行う。 | A | 今後も関係機関等と連携し、適切な支援を行う。 | 福祉課 福祉支援担当 |
| P31 (4)-4 | 障害福祉サービスの提供 自立支援医療費や精神保健福祉手帳、生活や就労訓練等の障害福祉サービスの提供により本人の自立を支援します。 | 自立支援医療費や精神保健福祉手帳、生活や就労訓練等の障害福祉サービスの提供により本人の自立を支援した。 | 自立支援医療費や精神保健福祉手帳、生活や就労訓練等の障害福祉サービスの提供により本人の自立を支援した。 | A | 今後も継続して自立支援を行う。 | 福祉課 福祉支援担当 |
| P31 (4)-5 | 障害年金の相談 本人や家族からの障害年金の相談について請求の案内を行い、必要に応じて関係部署との連携を図ります。 | ・年金担当窓口への直接相談だけでなく、福祉課と連携し手帳申請等の相談に合わせて制度の説明、聞き取りを実施した。また手帳交付時にも福祉課と連携することで円滑に請求案内へと繋げることができた。 相談件数：48件 | ・来庁相談時には聞き取り漏れや説明漏れなど無いようできる限り2名で実施した。コロナ禍においては電話等による相談も増加傾向にあるため、質問内容の復唱をするなどして聞き間違いや漏れがなど無いようさらに細やかな対応を心掛けた。 | A | ・今後も、本人や家族からの障害年金の相談について請求の案内を行なう他、他課との連携を図り対象者の漏れがないよう対応していく。 | 住民課 年金担当 |

宮代町自殺対策計画 事業実施状況調査票（令和4年度分）

| 評価ランク | 状況 | 達成状況 | 評価内容 |
|-------|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A | 計画通りに順調に取り組んできている | 80%以上 | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合 |
| B | 概ね計画通りに取り組んできている | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満 | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| D | 取り組んでいない | 0% | - |

5 学校におけるこころの健康づくり

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|---|--|--|---------|--|-----------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P32 1 | 障がいのあるお子さんの情報交換会 発達が遅れがあり就学について不安を抱えている保護者に対して、学校教育担当者や言語聴覚士や臨床心理士・公認心理師との相談や先輩母等との情報交換会を実施します。 | 教育委員会と連携し、情報交換会を9月に実施した。保護者が就学までの流れを理解し、就学に向けた相談が円滑に進められるよう支援した。 参加保護者数：13人 | 就学に関する保護者の心配、悩みは大きい。保護者同士が悩みを共有でき、進路を決める手立てとなる情報交換の場を設けることは重要である。 | A | 引き続き、教育委員会と連携し9月に実施する。 | 健康増進担当 |
| P32 2 | 教育相談事業 学校生活や日常生活などにおいて悩みごとやトラブルを抱えている児童生徒や保護者に対して、教育相談を行います。 | ①各中学校にさわやか相談員を1名配置 ②各中学校にボランティア相談員を1名配置 | いずれも継続して配置ができており、さわやか相談室を拠点とした児童生徒及び保護者に対する教育相談業務を実施できている。不登校や教室に通えない児童生徒への対応が増えており、相談を受けるだけでなく、家庭環境への働きかけなどが必要なケースもあるなど、配置の重要性は益々高まっている。 | A | 引き続き、 ①中学校にさわやか相談員を1名配置 ②中学校にボランティア相談員を1名配置を実施していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| P32 3 | 教育相談・いじめ相談 幼児、児童、生徒、保護者の教育上の悩みや相談、いじめや進路等の教育相談を行います。 | ①宮代町教育支援センターに教育相談員を1名配置 ②いじめ不登校対策連絡会議の実施 | ①は教育支援センターに配置となったが、今まで同様、電話や対面による相談を行うことができた。また、月1回の学校訪問や長欠調査の取りまとめなどを行い、町内の児童生徒の状況把握に努めている。 ②は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、多集型又はオンラインで年3回実施した。関係機関とも連携を図ることで相談体制の強化を行った。 | A | ①については、教育相談員に加え、宮代町教育支援センターへ専門相談員の配置を行う。 ②については年3回確実に実施し、町全体としての相談体制の充実を図る。 | 教育推進課 学校教育担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|--|--|--|---------|---|-----------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P32 4 | 不登校対策事業 不登校児童生徒に対して、自立と学校生活への復帰を支援するための指導・援助を行います。 | ①中学校に不登校対策学習支援員を1名配置 ②埼玉県SSWによる各校への巡回相談の実施 | ①は引き続き配置ができており、各中学校において、教室に通えていない生徒への学習支援を中心に対応している。 ②については、月1回の学校訪問を行いながら、福祉的な観点から不登校児童生徒とその家庭も含めた巡回相談を行っている。 | A | 引き続き、 ①中学校に不登校対策学習支援員を1名配置 ②埼玉県SSWによる各校への巡回相談を実施していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| P32 5 | いじめの対策事業 小中学生のつらい気持ちの原因の上位であるいじめや友達関係についての教育指導を実施していきます。 | ①宮代町いじめ不登校対策連絡会議の実施 ②各校での定期的なアンケートの実施 ③各校での定期的な二者面談の実施 | ①については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、参集型又はオンラインで年3回実施した。関係機関とも連携を図ることで相談体制の強化を行った。 ②については、各校の実態に応じて年3回以上実施し、個人やクラスの状態に合わせて個別面談やクラスへの全体指導などを実施できている。 ③については、日々の声掛けや見守りを重視しながら、各校で適宜実施することができた。 | A | ①については、年3回確実に実施し、町全体としての相談体制の充実を図る。 ②③については、継続した取組を確実に実施し、小さなことも見逃さず、きめ細かな指導ができるように、引き続き定期的なアンケート及び二者面談等を実施していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| P32 6 | 就学时健康診断 就学を迎える児童の保護者の相談に応じることにより、適切な就学を支援します。 | ・お子さんの就学に対して不安のある保護者に順次相談を行い、状況を把握した上で、就学时健康診断を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、予定どおり10月に実施し、翌年度就学のお子さんの状況を把握し、保健上・教育上必要な助言を行った。 | ・各学校に協力していただきながら計画どおりに実施することができた。 | A | ・昨年度同様、翌年度4月に就学する児童に対し、保健上・教育上必要な助言等を行うことを目的に、就学时健康診断を実施する。就学予定者の状況をあらかじめ把握し、効果的に就学时健康診断を行えるようにする。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| P32 7 | 就学援助費 就学援助制度の充実を図ります。 | 就学援助制度についての周知を手紙の配布や広報、HPを使って行った。 | 計画通りに進めることができた。 | A | 令和4年度同様、様々な媒体を活用して広く周知していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |

| 計画書 管理番号 | 事業概要 | 令和4年度の取組 | | | 令和5年度の取組予定 (左記を踏まえた実施内容や新たな取組等) | 担当 |
|-------------|--|--|---|---------|--|-----------------|
| | | 実施状況 | 実施状況に関する評価 | 達成度 (%) | | |
| P32 8 | 教職員研修 | ①管理職への情報提供等 ②生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭などの学校におけるキーパーソンへの情報提供等 | 国や県の通知等を周知するとともに、校長会やいじめ不登校対策連絡会議において注意喚起や情報提供を行うことで、教職員全体への自殺問題に対する意識の向上を図ることにつながっている。 | A | 引き続き、教職員の意識を高めるとともに、指導・相談体制の充実を図っていく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、自殺問題に対する意識を高めるとともに、指導・相談の充実を図ることにより、自殺を防ぐ体制を強化します。 | | | | | |
| P32 9 | 学校職員の健康管理 | 8月に教職員の健康診断を実施した。また、ストレスチェックを実施し、職員の心身の状況の把握とともに、健康管理に努めた。 | 教職員の健康管理について、客観的な資料とともに進めることができた。 | A | 令和4年度同様、教職員健康診断の実施、ストレスチェックの実施により、教職員の健康管理に努める。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 教職員の健康診断を実施し、心身の健康管理に努めます。 | | | | | |
| P32 10 | 学校保健委員会 | 学校保健委員会等とおして、保護者に対して心身の健康づくりについての情報提供を行った。 | コロナ禍でも情報提供ができるよう紙面等も活用した。 | A | 令和4年度に引き続き、学校保健委員会等を活用し、保護者の心身の健康づくりについての情報提供を行っていく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 学校保健委員会において、保護者に対して心身の健康づくりについての情報提供を行います。 | | | | | |
| P32 11 | SOSの出し方に関する教育 | 児童生徒への指導・啓発・情報提供 | 学級活動や集会（全校・学年）など、様々な機会を通してSOSの出し方や相談窓口について周知することができた。 | A | 引き続き、児童生徒が自らSOSを出せるように指導を行うとともに、学校が児童生徒が相談する選択肢の一つとしての役割を果たせるように教育相談体制を強化していく。 | 教育推進課 学校教育担当 |
| | 児童生徒が悩みを抱え込まずに、周囲の人に相談するための方法について指導します。 | | | | | |